

会社法第 803 条第 1 項に規定する備置資料

1. 分割計画書
2. 株式の割当ならびに資本金および準備金の額に関する事項
3. 債務の履行の見込みに関する事項
4. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

原本に相違ないことを証明します。

2006 年 7 月 19 日

株式会社エムティーアイ

代表取締役社長 前多 俊宏





分割計画書

株式会社エムティーアイ（以下「当社」という。）は、当社が携帯電話販売事業（以下「本事業」という。）に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）を、新たに設立するアルファテレコム株式会社（以下「新会社」という。本店所在地は東京都渋谷区東一丁目26番20号）に承継させるために会社分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

1 新会社の定款の記載事項

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。

2 新会社の設立時取締役

新会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	佐藤 潤
設立時取締役	中村 博之
設立時取締役	工藤 志敏
設立時監査役	上村 裕治

3 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

新会社は、当社から、本分割に際して、別紙2記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

4 本分割に際して交付する新会社の株式の数

新会社は、本分割に際して、当社に対し、上記3に定める本権利義務に代わり、新会社の普通株式200株を交付する。

5 新会社の資本金及び準備金の額

(1) 資本金

金10,000,000円

(2) 資本準備金

会社計算規則第80条第3項に定める額から(1)の額を控除した額

6 新会社の成立日

新会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という。）は、平成18年9月1日とする。ただし、当社は、分割手続進行上の必要性その他の事由により、これを変更することができる。

7 競業禁止義務の免除

当社は、成立日以降においても、本事業と競業する事業を行うことができる。

8 簡易な会社分割

当社は、会社法第805条の定めに基づき、株主総会の承認を得ずに本分割を行う。

9 本分割の変更

本計画書についての当社取締役会による承認後、成立日前日までの間に、天災地変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、本計画書を変更し又は本分割を中止することができる。

10 規定外事項

本計画書に定める事項のほか、本分割に必要な事項は、本分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

以上

平成18年7月19日
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏



定 款

アルファテレコム株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、アルファテレコム株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 携帯電話販売に関する業務
2. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800 株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社は、株式にかかる株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式は、取締役会の承認がなければ、譲渡または取得することができない。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(募集株式の発行)

第 9 条 株主に株式の割当を受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法 199 条 1 項各号に掲げる募集事項及び会社法第 220 条 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第15条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第19条 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益
(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議により定める。

第5章 監査役

(監査役の設置等)

第26条 当会社は、監査役を置く。
2. 当会社の監査役は、3名以内とする。
3. 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(選任方法)

第27条 監査役は株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の増員または補欠として選任された監査役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第6章 計算

(事業年度及び決算期)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第31条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はそ

- の支払義務を免れる。
2. 未払の配当財産には利息をつけないものとする。

第7章 附則

(設立に際して発行する株式)

第33条 当社の設立に際して発行する株式の総数は普通株式 200 株とし、その1株あたりの発行価額は金5万円とする。

(最初の事業年度)

第34条 当社の第1期の事業年度は、第29条の定めにかかわらず、当社の成立の日から平成19年3月31日までとする。

上記定款は、東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号株式会社エムティーアイを新設分割して当社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

別紙 1-2

承継する資産、債務、権利義務

1. 資産

本分割期日時点において、本事業に関して当社が有する現預金、商品、前払費用、繰延税金資産、建物付属設備、工具器具備品、出資金、保証金、敷金、長期前払費用等

2. 負債

本分割期日時点において、本事業に関して当社が有する社宅預り金および承継する従業員に対する賞与引当金

3. 権利義務

本分割期日時点における本事業に関わる主要な取引の基本契約および付随する契約、権利義務

4. 雇用契約

本事業に主として従事する全ての従業員（嘱託従業員および臨時従業員を含む。）との雇用契約。ただし、承継する従業員は、本分割期日時点において、引き続き在籍している者に限る。

承継する資産、負債の項目および金額（平成 18 年 6 月 30 日現在）

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
現金及び預金	10 百万円	賞与引当金	8 百万円
商品	115 百万円	社宅預り金	0 百万円
前払費用	4 百万円		
繰延税金資産 (流動資産)	3 百万円		
建物付属設備	18 百万円		
工具器具備品	3 百万円		
出資金	0 百万円		
保証金	38 百万円		
敷金	43 百万円		
長期前払費用	0 百万円		
繰延税金資産 (投資その他資産)	1 百万円		
合 計	239 百万円	合 計	9 百万円

以 上



株式の割当ならびに資本金および準備金の額に関する事項

当社は、新たに設立するアルファテレコム株式会社（以下、新設会社という）に、当社の携帯電話販売事業に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務を承継させる新設分割について、新設会社が発行する株式の割当ならびに資本金および準備金の額に関して以下のとおり決定しました。

- (1) 当社は、新設会社の発行する全株式 200 株をすべて当社に割り当てることを決定しました。
- (2) 当社は、新設会社の資本金を 10 百万円、資本準備金を株主払込資本額（会社計算規則第 80 条に定めるものをいう）から前記資本金の額を控除した額と定めることを決定しました。
- (3) 上記（1）および（2）の結果を受けて、当社は 2006 年 9 月 1 日付をもって、新設会社の発行する全株式をすべて当社に割り当てる内容の分割計画書を作成し、2006 年 7 月 19 日開催の当社の取締役会で承認を受けています。

以 上

2006 年 7 月 19 日

東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号

株式会社エムティーアイ

代表取締役社長 前多 俊宏



債務の履行の見込みに関する事項

当社は、2006年7月19日付をもって作成した分割計画書に基づき設立するアルファテレコム株式会社（以下、新設会社という）に、当社の携帯電話販売事業に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務を承継させる新設分割（以下、本件分割という）について、以下の理由から、当社および新設会社の負担すべき債務の履行の見込みがあるものと判断します。

（1）当社について

- ① 本件分割後の当社の資産、負債および株主資本の額は、下表のように見込んでいます。したがって、本件分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ② 本件分割後の当社の収益状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現時点では予測されていません。
- ③ 以上より、本件分割により当社の負担すべき債務の履行の見込みがあると判断します。

（2）新設会社について

- ① 本件分割後に新設会社が承継する予定の資産、負債および株主資本の額は、下表のように見込んでいます。したがって、本件分割後の新設会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ② 本件分割後の新設会社の収益状況について、新設会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現時点では予測されていません。
- ③ 以上より、本件分割により新設会社の負担すべき債務の履行の見込みがあると判断します。

		資産額	負債額	株主資本の額
承継前	当社	9,627 百万円	2,839 百万円	6,787 百万円
承継後	当社	9,617 百万円	2,830 百万円	6,787 百万円
	新設会社	239 百万円	9 百万円	230 百万円

（注）2006年6月30日現在の当社の貸借対照表をベースに算定

以上

2006年7月19日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社エムティーアイ

代表取締役社長 前多 俊宏



新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた 会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2006年1月4日付をもって、100%出資子会社である株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーを吸収合併しました。

1. 合併の相手方の概略

商号 株式会社ミュージック・ドット・ジェイピー
事業内容 携帯電話・インターネット向け音楽配信等
本店所在地 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
代表者 代表取締役社長 高橋 次男
資本金 650百万円

2. 合併の目的

当社グループは、コンテンツ配信事業の中でも最大規模の市場を有する着メロ、そして市場が急拡大している着うた®に最注力しています。2005年4月には当社で運営する着メロサイトと株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーで運営する着うた®サイトの名称を「music.jp」というブランド名で統一し、認知度を高めるべく積極的なプロモーションを展開しています。このような中、両コンテンツにおける相乗効果をさらに引き出し、有料会員数を獲得していくためには、両社の経営資源を融合し、事業の付加価値向上および効率化を図ることが重要と判断し、当社と株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーが合併することを決定しました。

3. 合併比率

当社は、株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーの全株式を保有しているため、合併による新株式の発行および資本金の増加はありません。

4. 株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーの資産・負債の状況（2005年9月30日現在）

流動資産	1,843百万円	流動負債	1,330百万円
固定資産	56百万円	負債合計	1,330百万円
資産合計	1,900百万円	負債・資本合計	1,900百万円

5. 合併により当社において増加した資本金および資本準備金

資本金 - 百万円
資本準備金 269百万円

以上

2006年7月19日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社エムティーアイ

代表取締役社長 前多 俊宏

